

労働基準法、最低賃金法等の届出等は、 電子申請が便利です！



オフィスから、インターネットを経由して、スピーディに届出!!

「36協定届」、「就業規則の届出」など、労働基準法の届出等は、
すべて電子申請が利用可能です！

電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」にアクセス!!

いつでもどこでも手続可能なんだ！

労働基準監督署の窓口に行く必要はありません。いつでも利用できる
ので、窓口での待ち時間がなく、オフィスにいなから届出等ができて
ます。

労働基準法に定められたすべての
届出等

- 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）
- 就業規則の届出
- 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など

最低賃金法に定められた届出等の
一部

- 最低賃金の減額特例許可の申請 など

簡単・スピーディに申請できるよ！

インターネット上の様式に必要事項を入力し、電子証明書を添付して
クリックするだけで手続ができます。
大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理でき
ます。

導入も簡単だよ！

マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカー
ド等」といいます。）を使うと、電子証明書の取得の手間や費用がか
かりません。

※ICカードリーダライタ（マイナンバーカード等を読み込む機器）が別途必要です。



厚生労働省
公式キャラクター
くたしかめたん>



労働基準法等の手續の電子申請については、厚生労働省のホームページにマニュアルや解説などを掲載しています！

労基法等 電子



検索

【電子申請のマニュアル等を見るには】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」

電子申請に関連する通達等も掲載していますので、是非ご参照下さい。



事前準備

6つのチェック事項をクリアしたら、準備完了！

まずは、e-Govウェブサイト*へアクセス！
<http://www.e-gov.go.jp>

*電子申請の総合窓口サイト「e-Gov（イーガブ）」
電子申請についての利用案内が掲載されています。



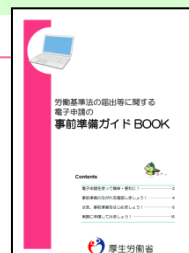
電子申請の事前準備をはじめましょう！



ここから準備スタート！

事前準備の詳細な作業は、電子申請に関するホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

に掲載した「事前準備ガイドマニュアル」で解説していますので、ご活用下さい。



チェック

1 パソコンとブラウザソフトを確認します

パソコンとブラウザソフトが、電子申請に必要な動作環境を満たしているか確認します。



推奨されるパソコン環境→「e-Gov電子申請システム動作確認環境」

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/recommended.html>

チェック

2 Javaを確認します

ご使用のパソコンに、電子申請に必要な最新版のJavaがインストールされているか確認します。



Javaが最新版でない場合→「Javaを準備する」
<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup02/index.html>

チェック

3 電子証明書を取得します

電子証明書とは、申請者が間違いなく本人であることを、信頼できる第三者（認証局）が電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものといえます。

電子申請をご利用の際には、申請書様式等に利用者等の電子署名を行うこととなりますので、その電子署名に使用する電子証明書を事前に取得する必要があります。

電子証明書は「ICカード形式」と「ファイル形式」の2種類があります。

ICカード形式

- 公的個人認証サービス（マイナンバーカード等）を活用できます。
- 民間の認証局からの取得も可能です。



ファイル形式

- 法務省の「商業登記に基づく電子認証」を活用できます。



電子証明書は、「認証局」と呼ばれる発行機関から取得できます。
http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html



これに加え、以下の★の方法でも利用可能です。

★ 電子申請の利用が便利になりました！

★ H29.12.1より、公的個人認証（マイナンバーカード等）を使用した電子署名・電子証明書による届出が可能となりました!! ICカードリーダーライター（マイナンバーカード等を読み込む機器）をご用意いただき、お手持ちのマイナンバーカード等を読み込ませて電子署名を行ってください。

※ 社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社労士等」といいます。）が提出代行により電子申請を行う場合には、氏名のみではなく、社会保険労務士の資格を有する者であることを確認できる電子証明書の添付が必要です。

※ マイナンバーカードの取得は、マイナンバーカード総合サイトを参照してください。
<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>

※ ICカードリーダーライターについては、公的個人認証サービスポータルサイトの「ICカードリーダーライターのご用意」ページを参照してください。

http://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html

★ H29.12.1より、社労士等が、P6の対象手続の提出代行を行う場合、提出代行に関する契約書等をPDF形式で添付することにより、使用者の電子署名・電子証明書を省略することができます！（ただし、最低賃金法の届出等を除きます。）

※ 添付様式の見本等は、厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

の「社会保険労務士の皆様へ」の欄に掲載しています。

上記のHPは「労基法等 電子」で検索できます。

労基法等 電子

検索



チェック

4 ブラウザのポップアップブロックを解除します

ブラウザソフトにポップアップブロックが設定されていたら、解除します。



「ポップアップブロックを解除する」

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/popup.html>

チェック

5 「信頼済みのサイト」に登録します

電子申請でアクセスするサイトを、「信頼済みのサイト」に登録します。



「信頼済みサイトへの登録」

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup01/trust.html>

チェック

6 電子申請用プログラムをインストールします

専用の電子申請用プログラム（無料）をインストールします。



「電子申請用プログラムのインストール方法について」

<http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup03/index.html>

事前準備や操作方法等に関するお問い合わせ先：電子政府利用支援センター

■電話番号：050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル)

050-3822-3345 (通話料金はご利用の回線により異なります。)

■受付時間：4～7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

8～3月 平日・土日祝日 午前9時から午後5時まで



これで準備完了です！

<トップページ>

電子政府の総合窓口 (イ・ガブ) e-Gov

e-Govヘルプ お問合せ サイトマップ 文字サイズ 大きく 元に戻す 小さく

行政機関等ホームページ検索 powered by Yahoo! JAPAN

調べる

ご利用ガイド

申請・手続をする

- e-Gov電子申請システム
自宅や職場のパソコンから行政機関に対する申請・届出等の手続ができます。
- e-Gov電子申請システム

各府省関連申請・手続

- 申請・届出等の手続案内
- 調達情報・電子入札
- 情報公開・公文書管理
- 法令適用事前確認手続

意見・要望を提出する

問合せをする

法令検索 電子申請 行政手続案内検索 パブリックコメント よくあるご質問

お知らせ

電子政府の総合窓口 (イ・ガブ) e-Gov

e-Govヘルプ お問合せ サイトマップ 文字サイズ 大きく 元に戻す 小さく

ホーム > e-Gov電子申請システム

e-Gov電子申請システム

各府省およびe-Govからのお知らせ 電子申請メニュー

重要なお知らせ

- 2017年9月26日 Java実行環境(Java9)について(予告)9/26追記
- 2017年8月29日 外部連携API経由による証明書情報追加・更新に関するお知らせ
- 2017年2月28日 一括申請機能の新規利用申込みの受付停止について(平成30年末)

e-Gov電子申請システムを初めて使用する方へ

e-Gov電子申請システムを e-Gov電子申請システムの

パーソナライズ

パーソナライズログイン

パーソナライズとは
パーソナライズパスワードを忘れた方

パーソナライズの開設

電子申請システム 運転状況

電子申請メニュー

申請・届出 申請・届出バック 状況照会 公文書署名検証 ご利用案内 電子申請マニュアル

本人または社会保険労務士などの代理人が申請・届出をする場合

- 申請(申請者・代理人)
手続の申請を行う場合は、こちらから検索してください。
- 署名追加(個別ファイル署名手続)
個別ファイル署名の申請書・添付ファイルに署名を追加する場合は、こちらから行なってください。

スクロール

電子政府の総合窓口 (イ・ガブ) e-Gov

e-Govヘルプ お問合せ サイトマップ

電子申請システム

申請にあたっての確認

- ご利用にあたっての注意事項

関連情報

- 政府認証基盤(GPKI)におけるフィンガープリントについて

e-Gov電子申請手続検索

キーワードを入力

このキーワードを 全て含む いずれかを含む

キーワードの検索対象を入力

手続名から検索 手続情報全体から検索

結果表示件数

表示件数 10 件

府省を指定する 個別の府省を指定して検索することができます。府省の指定を行わない場合、全府省が対象となります。

検索 クリア

キーワードを入力して検索

- 「36協定届」→ キーワード「時間外」
- 「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」→ キーワード「変形」
- 「就業規則の届出」→ キーワード「就業規則」

| | |
|----|-----------------------------------|
| 1 | 時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出) |
| 2 | 時間外労働・休日労働に関する協定届(本社一括届出) |
| 3 | 時間外労働・休日労働に関する協定届(事業場外労働に関する協定付記) |
| 4 | 時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届 |
| 5 | 時間外労働・休日労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届 |
| 6 | 非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請 |
| 7 | 非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届 |
| 8 | 就業規則(変更)届(各事業場単位による届出) |
| 9 | 就業規則(変更)届(本社一括届出) |
| 10 | 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 |
| 11 | 1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届 |
| 12 | 1週間単位の変形的変形労働時間制に関する協定届 |
| 13 | 事業場外労働に関する協定届 |
| 14 | 専門業務型裁量労働制に関する協定届 |
| 15 | 企画業務型裁量労働制に関する決議届 |
| 16 | 企画業務型裁量労働制に関する報告 |
| 17 | 休憩自由利用除外許可申請 |
| 18 | 監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請 |
| 19 | 断続的な宿直又は日直勤務許可申請 |
| 20 | 最低賃金の減額特例許可の申請 |
| 21 | 貯蓄金管理協定の届出 |
| 22 | 預金管理状況報告 |
| 23 | 預金管理状況報告(本社一括届) |
| 24 | 事実上の倒産認定申請 |
| 25 | 未払賃金額等の確認申請 |
| 26 | 解雇制限除外認定申請 |
| 27 | 解雇予告除外認定申請 |
| 28 | 児童の使用許可申請 |
| 29 | 年少者に係る深夜業時間延長許可申請 |
| 30 | 帰郷旅費支給除外認定申請 |
| 31 | 寄宿舍規則(変更)届 |
| 32 | 事業場附属寄宿舍設置・移転・変更届 |
| 33 | 寄宿舍内での事故発生報告 |
| 34 | 寄宿舍内での労働者死亡又は休業日数4日以上の上の休業の報告 |
| 35 | 寄宿舍内での労働者の休業日数4日未満の上の休業の報告 |
| 36 | 事業附属寄宿舍規程第36条による適用特例許可申請 |
| 37 | 事業附属寄宿舍規程第2章適用除外許可申請 |
| 38 | 建設業附属寄宿舍設置・移転・変更届 |
| 39 | 集団入坑の場合の時間計算特例許可申請 |
| 40 | 適用事業報告 |
| 41 | 職業訓練に関する特例許可申請 |
| 42 | 審査及び仲裁の手続の申立て(労働基準監督署)(審査請求・労災) |
| 43 | 休業補償及び障害補償の例外認定の届出 |

※上記のうち、1～3「時間外労働・休日労働に関する協定届」、8・9「就業規則(変更)の届出」及び10「1年単位の変形労働時間制に関する協定届」についての詳しい操作方法は、パンフレット「労働基準法、最低賃金法等の届出等は、電子申請が便利です！」に掲載していますので、ご覧ください。

パンフレット掲載先：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

これらの届出等の制度や添付書類等についてのご相談は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。